

「海技免状・小型船舶操縦免許証等の弾力的な運用について」

1. 弾力措置の期間及び対象

新型コロナウィルス感染症対策に関連して、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許申請、更新申請、再交付申請又は海技試験の受験申請のうち、当該申請を行うことができなかつたことについてやむを得ない事情がある者について、当分の間、弾力措置を講じます。

この場合、やむを得ない事情を記載した書類を申請時に提出してください。

(下記 理由書を参照)

2. 弾力措置の内容

(1) 海技免許又は小型船舶操縦免許の申請

海技免許又は操縦免許の申請は、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年以内にしなければならないところ、1年を超えても申請できるようにします。

(2) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の更新申請

令和2年2月17日以降に海技免状又は操縦免許証の有効期間（5年間）が満了する者のうち、その更新申請時において、有効期間が満了してしまっている者については、有効期間満了日に更新申請があつたものとみなします。

この場合において、海技免状更新講習又は操縦免許証更新講習により更新を行うとする者に係る取扱いは、次のとおりです。

[更新講習関係]

- ① 更新講習は更新申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、更新申請日において、3月を超過しているものは、有効期間満了日に講習を修了したものとみなします。
- ② 有効期間内に更新講習を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、現に有する海技免状又は操縦免許証を打ち抜きのうえ、受講予定の講習までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを貼付します。この場合、可能な限り速やかに更新講習を受講するようお願いします。新たな海技免状又は操縦免許証は更新講習の修了証明書と引き替えに交付します。
- ③ 有効期間内に更新講習を修了できなかつた者のうち、更新申請時までに、更新講習を修了した者は、有効期間満了日に更新講習を修了したものとみなします。

(3) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の再交付申請

海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習は再交付申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、申請日において、3月を超過しているものは、申請日に講習を修了したものとみなします。

(4) 海技試験の申請

令和2年2月定期海技試験、令和2年3月臨時海技士試験又は令和2年4月定期試験の受験を受験申請した者のうち、新型コロナウィルス感染症対策に関連して一科目でも受験することができなかつた旨の申し出を受けたときは、添付書類を含む申請書類一式を返却します。この場合、返却された海技試験申請書を除く申請書類は、令和2年の海技試験に限り有効なものとして使用できるものとします。（例：手数料納付書、筆記試験科目免除証明書等）

なお、詳細その他ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。

関東運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

電話 045-211-7232 FAX 045-201-8794

理由書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 生年月日 _____
本籍地 _____
署名 _____

海技免状・小型船舶操縦免許証等の申請について、下記の理由により申請を行うことができませんでした。

記

| | |
|-----------------|-------------|
| 申請内容 (対象に○印) | 免許・更新・失効再交付 |
| 申請できなかつた理由 | |

以上

理由書

令和2年〇月〇日

国土交通大臣 殿

申請者 生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
本籍地 東京都
署名 〇〇 〇〇

・本籍地の都道府県を記載

海技免状・小型船舶操縦免許証等の申請について、下記の理由により申請を行うことができませんでした。

記

| | |
|---------------------------------------|---|
| 申請内容 (対象に〇印) | 免許・ <u>更新</u> ・失効再交付 |
| 申請できなかつた理由 | <p>〇例文1 新型コロナウィルス感染症対策のため令和2年〇月〇日～〇月〇日まで外出を控えており、更新講習を期日までに受講することができなかった。</p> <p>〇例文2 令和2年〇月〇日に発熱があり、〇月〇日まで新型コロナウィルス感染症対策として外出を控えていたため、更新講習を期日までに受講することができなかった。</p> |
| コロナウィルス感染症対策として実際に行った事を、具体的に記載してください。 | 以上 |